明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二七二）　一
○市の境界変更の件（同二七三）　二
○町の境界変更の件（同二七四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務三六三）　三
○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二七九）　三
○ンゴマ郡灌漑開発計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八〇）　三
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八四八）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五四）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（同一五五）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局三二四、三二五）　四
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三二六）　四

〔人事異動〕

内閣　四

〔皇室事項〕

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　四
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（同）　五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　五

〔官庁報告〕

官庁事項

〔資料〕

平成二十六年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十六年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　五

〔公告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、建設業の営業の停止命令関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

告示

○総務省告示第二百七十二号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定めたので、同条第二項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定める等の件（昭和五十年総理府告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、別表沖縄県の項の改正規定中「北中城村」を「南風原町」に改める部分は同年二月一日から、同表和歌山県の項及び福岡県の項の改正規定並びに沖縄県の項の改正規定中「今帰仁村」を「読谷村」に改める部分は同年三月一日から施行する。

平成二十六年八月十九日

総務大臣　新藤　義孝

別表北海道の項中「木古内町」を「七飯町」に改め、同表青森県の項中「板柳町」を「東北町」に改め、同表茨城県の項中「阿見町」を「常陸大宮市」に改め、同表群馬県の項中「榛東村」を「下仁田町」に改め、同表和歌山県の項中「日高町」を「串本町」に改め、同表福岡県の項中「水巻町」を「粕屋町」に改め、同表沖縄県の項中「今帰仁村」を「読谷村」に、「北中城村」を「南風原町」に改め、同表備考中「平成二十六年八月十九日」を「平成二十六年八月十五日」に改める。

○総務省告示第二百七十三号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、熊本県熊本市と菊池市との境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十六年九月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年八月十九日

総務大臣　新藤　義孝

熊本市に編入する区域

菊池市泗水町南田島字佐野田八六三の一、八六六の一、八六七の一、八六八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

菊池市に編入する区域

熊本市北区植木町平井字佐野河原一七一七の二、一七一八、一七二〇、一七二一の二、一七二二の三、一七二三の二